

2020年4月10日

# Japan tax alert

EY 税理士法人

## 新型コロナ緊急経済対策における税制上の措置

### EYグローバル・タックス・アラート・ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

<http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date>

令和2年4月7日に、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（以下「緊急経済対策」）」が閣議決定されました。事業規模は過去最大の108兆円です。緊急経済対策の中には、税制上の措置も含まれています。この感染症のわが国社会経済に与える影響が甚大なものであることに鑑み、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている納税者に対し、緊急に必要な税制上の措置を講ずることとされました。

本稿においては、緊急経済対策における税制上の措置（案）について解説します。これらの措置（特例）の実施については関係法案が国会で成立することが前提になっていること、また、今後の国会審議の過程等において内容に修正等が加えられる可能性があることにご留意下さい。

# 1. 国税に関する措置(案)

## (1) 納税の猶予制度の特例

イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して多くの事業者の収入が急減しているという現下の状況を踏まえ、収入に相当の減少(令和2年2月以降の一定の期間(1か月以上)において、前年同期比で概ね20%以上の減少)があった事業者の国税について、無担保かつ延滞税なしで1年間、納税を猶予する特例が設けられます。一時の納税が困難と認められる場合に適用されます。基本的に全ての税目が対象(印紙で納付する印紙税等は除く)となり、地方税及び社会保険料についても、同様の取扱いとなります。

なお、本特例は、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する国税について適用されますが、施行日前に納期限が到来している国税についても遡及して適用することができることとされます。

現行制度においても、国税通則法等の規定に基づき、納税の猶予が認められていますが、原則として担保の提供が必要とされ、猶予期間に応じた延滞税(一定の軽減措置あり)が課されるものです。本特例により資金繰りに窮するより多くの納税者について納税の猶予を受けられることが期待されます。

## (2) 欠損金の繰戻しによる還付の特例

現在、中小企業(原則として資本金1億円以下の法人)に認められている法人税の青色欠損金の繰戻し還付について、いわゆる中堅企業である資本金1億円超 10億円以下の企業の令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金についても、繰戻し還付の適用が可能となります。

欠損金の繰戻し還付の適用対象となる法人の範囲を拡げることにより、今般の社会情勢の急激な変化により、急遽業績が悪化した中堅企業の資金繰りに資することが期待されます。なお、繰戻し還付の対象は国税である法人税であり、住民税、事業税等の地方税は対象外となります。又、適用対象となる法人からは、一定の大規模法人の100%子会社等は除かれる見通しです。

## (3) 消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例

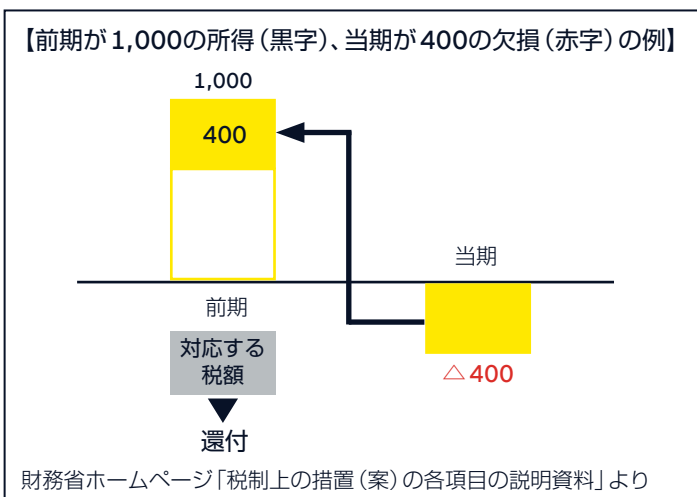
原則として、事業者が消費税の課税事業者になることを選択する(あるいはやめる)場合には、適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに課税事業者選択届出書等を提出する必要がありますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業者の一定期間(1か月以上)における売上げが著しく減少(前年同期比で概ね50%以上減少)した場合、課税期間開始後における消費税の課税選択に係る適用の変更を可能とする特例が設けられます。

関係法令の施行後に申告期限が到来し、かつ、令和2年2月1日以降、令和3年1月31日までの期間に売上減少が生じた期間が存在する課税期間に適用されます。当該課税期間の申告期限までに申請書を提出する必要があります。

現行制度上、免税事業者が課税事業者を選択した場合には、最低2年間の継続適用が求められますが、本特例の適用を受けた場合には、課税事業者を選択した場合の2年間の継続適用要件、及び、課税事業者を選択した事業者又は資本金1,000万円以上の新設法人が調整対象固定資産(100万円以上の固定資産)を取得した場合等の3年間の継続適用要件は適用されません。

## (4) 中小企業経営強化税制の拡充

中小企業経営強化税制の適用対象にテレワーク等のための設備投資に係る新たな類型が追加されます。



類型	現行の中小企業経営強化税制		拡充
	生産性向上設置	収益力強化設備	デジタル化設備
要件	①経営強化法の設定 ②生産性が旧モデル比年平均1%以上改善する設備	①経営強化法の認定 ②投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	①経営強化法の認定 ②遠隔操作、可視化、自動制御のいずれかに該当する設備
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 機械・装置</li> <li>▶ 測定工具及び検査工具</li> <li>▶ 器具・備品</li> <li>▶ 建物附属設備</li> <li>▶ ソフトウェア</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 機械・装置</li> <li>▶ 工具</li> <li>▶ 器具・備品</li> <li>▶ 建物附属設備</li> <li>▶ ソフトウェア</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 機械・装置</li> <li>▶ 工具</li> <li>▶ 器具備品</li> <li>▶ 建物附属設備</li> <li>▶ ソフトウェア</li> </ul>
税制措置	即時償却、又は、7%税額控除（資本金3千万以下もしくは個人事業主は10%）		

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置（経済産業関係）」令和2年4月経済産業省を一部加工

## (5) 中止等されたイベントに係る入場料等の払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用

政府の自粛要請を踏まえて文化芸術・スポーツイベントを中止等した結果、主催者に大きな損失が生じている状況を踏まえ、文化芸術・スポーツに係る一定のイベントの入場料等について、観客等が払戻請求権を放棄した場合には、当該放棄した金額について、寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象となります。なお、不特定多数の者を対象とするイベントであって、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに日本国内で開催する予定だったものであり、かつ、現に中止等されたものが対象となります。又、地方税（住民税）についても、所要の措置が講じられます。

寄附金控除の適用にあたっては、主催者が文化庁等に対して一定の申請を行い、特例対象イベント証明書（仮称）等の交付を受け、観客等は確定申告の際に当該特例対象イベント証明書の写し等を申告書に添付する必要があります。

## (6) 住宅ローン控除の適用要件の弾力化

① 新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等への対応として、住宅ローンを借りて新築した住宅、取得した建売住宅又は中古住宅、増改築等を行った住宅に令和2年12月末までに入居できなかった場合でも、一定の要件を満たす場合には、控除期間が13年に延長された現行の住宅ローン控除を適用できることとなります。

② 住宅ローンを借りて取得した中古住宅について、その取得の日から入居までに6カ月超の期間が経過していた場合でも、一定の要件を満たす場合には、当該住宅ローンに住宅ローン控除を適用できることとされます。

③ 上記①、②に関して、地方税（住民税）についても所要の措置が講じられます。

全世界的な新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、グローバルレベルでのサプライチェーンへの影響が深刻化し、国外で製造される建設資材の納期遅延などによって施主への引渡し期日の遅延が懸念されています。本弾力化措置により、万が一入居時期が遅れた場合でも、現行の住宅ローン控除制度の適用が受けられることとなりました。

## (7) 特別貸付に係る契約書の印紙税の非課税

公的金融機関や民間金融機関等が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別な貸付け（貸出金利などについて、通常より有利な条件が設定されるもの）に係る契約書については、印紙税が非課税となります。

既に契約を締結し印紙税を納付した者に対しても、当該特例が遡及的に適用され、印紙税の還付が受けられる見込みです。

## 2. 地方税に関する措置(案)

### (1) 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置に起因して、厳しい経営環境に直面している中小企業者の現状を鑑み、令和3年度課税の1年分に限り、売上高が減少した中小事業者等の償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の負担が軽減されます。軽減割合は売上高の減少割合に応じます。

売上高の減少割合(注)	軽減割合
30%以上50%未満減少	2分の1
50%以上減少	全額

(注)令和2年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上高と前年の同期間の売上高との比較

本軽減措置は、令和3年1月31日までに税理士、公認会計士等の認定経営革新等支援機関等の認定を受け、各市町村に申告した者について適用されます。

### (2) 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、先端設備等導入に伴う固定資産税の軽減・免除措置の適用対象に一定の事業用家屋と構築物が追加されるとともに、適用期限が2年間延長され、2023年3月までとなります。

現在、本制度では、旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する機械装置・器具備品等が適用対象とされていますが、①取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入される事業用家屋と②旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する構築物が追加されることとなります。

### (3) 自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

自家用乗用車(登録車及び軽自動車)を取得した場合の自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置について、その適用期限が6月延長され、令和3年3月31日までに取得したものが対象となります。

### (4) 耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化

耐震基準不適合既存住宅について、その取得の日から6月以内に耐震改修を行い、入居した場合の不動産取得税の特例(減額)措置について、新型コロナウイルス感染症の影響によって当該耐震改修した住宅を居住の用に供することとなった日が当該取得の日から6月を経過する日後となったことにおいても、一定の要件を満たす場合には、当該特例措置を適用できることとなります。

### (付) 雇用の維持と事業の継続にかかる支援措置

新型コロナウイルス感染症による経済活動の急速な縮小に伴い、特に中小規模事業者や個人事業主を取り巻く環境は極めて厳しく、事業の継続や雇用の維持が危ぶまれています。緊急経済対策において、この危機をしのぎ、次段階における経済の回復への基盤を築くため、財政・金融関連の支援措置も講じられています。

- ▶ 雇用調整助成金について、大企業・中小企業ともに助成率が引き上げられ、対象の拡充もはかられます。
- ▶ 個人事業主や売上が急減した中小企業者に対する実質無利子・無担保の十分な規模の融資枠が確保されます。
- ▶ 中堅・大企業に対しては、日本政策投資銀行(DBJ)等の危機対応融資等を活用し、資金繰り支援が行われます。
- ▶ 事業収入が前年同月比50%以上減少した事業者について、中堅・中小企業は上限200万円、個人事業主は上限100万円の範囲内で、前年度の事業収入からの減少額を給付する制度が創設されます。

## メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
  2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- \* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY\_Japan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等がございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

### EY税理士法人

ブランド、マーケティング アンド コミュニケーション部  
[tax.marketing@jp.ey.com](mailto:tax.marketing@jp.ey.com)

## EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、[ey.com/privacy](http://ey.com/privacy) をご確認ください。EYについて詳しくは、[ey.com](http://ey.com) をご覧ください。

### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp) をご覧ください。

©2020 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20200410

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)